

東成区SDGs宣言事業実施要領

1 事業目的

「東成区SDGs宣言事業」は、大阪市東成区内の企業や団体等が自ら行っているSDGsに関する取組を宣言いただき、区内企業・団体等の取組を東成区のホームページ等に掲載するなど「見える化」し、区関連イベント等で紹介するなど広く情報発信することにより、区内でのSDGs達成に向けた意識の高揚と機運の醸成につなげていきます。

2 募集対象

東成区内の企業や団体等(大阪市東成区内に本社、支社又は活動拠点等を有し、区内において活動を行う企業、法人、団体(2人以上の個人グループ含む)、個人事業主等)

※区外の事業所・団体からの宣言届出書の提出については、事前にお問合せください。

3 応募要件

以下の全ての要件を満たす東成区内の企業や団体等

- (1)「東成区SDGs宣言事業」の趣旨に賛同し、SDGsの推進に関し現に実施し、又は実施する予定である取組の内容をSDGs宣言として宣言していること。
- (2) SDGsの達成に向けた目標と取組内容がSDGsの17のゴールと関連付けされていること。
- (3) SDGsの達成に向けた目標と取組内容がこの宣言事業の趣旨に照らして適切なものであること。
- (4) 大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者又は同条第4号に規定する暴力団事務所でないこと。

4 事業内容

SDGsに関する取組を行っている、あるいは行おうとしている企業・団体等を募集し、それぞれの取組を宣言いただきます。宣言を行った企業・団体等は、下記の支援を受けることができます。

- 大阪市東成区の広報媒体を活用したPR
 - ・区ホームページに宣言内容を掲載
 - ・東成区広報紙の特集記事に宣言企業・団体等の先進的な取組を掲載
- 宣言企業・団体等を対象に、SDGsに関する組織運営等についてのセミナーを開催し、SDGsを事業に取り込むために必要な情報やノウハウの提供等
- 宣言企業・団体等の取組について、区関連イベント等で紹介
- 宣言書のダウンロード

5 届出方法

原則、大阪市行政オンラインシステムからの届出をお願いします。困難な場合は、メ

ールでも届出を行っていただけます。

① 大阪市行政オンラインシステムでの届出

まず、大阪市行政オンラインシステム（[ホーム | 大阪市行政オンラインシステム \(task-asp.net\)](#)）にアクセスし、新規利用者登録を行った後、「東成区SDGs宣言事業の募集について」（「東成区」で検索いただけます）にて届出を行ってください。

② メールでの届出

東成区ホームページ（「東成区SDGs宣言事業への応募について」）から届出様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付して電子メールで送付してください。（メールの件名に「東成区SDGs宣言」と記載してください。）

送付先：東成区役所総務課 tn0001@city.osaka.lg.jp

6 届出期間

令和4年9月27日（火）より随時受付

7 宣言の公表

（1）上記の方法で届出いただいた内容のうち、記載の「企業名・団体名」及び「宣言内容」は、東成区ホームページで公表させていただきます。また、東成区広報紙「ひがしなりだより」での特集記事に掲載させていただく場合があります。

（2）以下の事象が生じた際は、公表を取り消すことがあります。

- ・参加要件を満たさなくなったことが判明した場合
- ・宣言書に記載されている取組の実施状況が確認できなくなった場合
- ・届出内容に虚偽の内容が含まれることが判明した場合

（3）公表に関しては、事務局で内容確認させていただく場合があります。

8 その他

以下について、随時ご案内・ご依頼させていただく場合があります。

○東成区や他のSDGs宣言企業・団体等が行うSDGs推進に関するイベント・セミナー等のご案内

○取組事例の発表や他の宣言企業・団体等の取組への協力依頼

9 問い合わせ先

大阪市東成区役所 総務課総合企画担当

電話 06-6977-9018 E-mail tn0001@city.osaka.lg.jp

＜東成区ホームページ内「東成区SDGs宣言事業への応募について」＞

HPアドレス